

四半期報告書の細目

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-66

【要約】

2007年8月3日以降、金融庁は、金融商品取引法の細目を定める政省令を順次公布している。金融商品取引法の下では、上場会社に対し四半期報告が法制化され、2008年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになる。

今回制定された施行令、開示府令の中で、四半期報告書の提出会社（上場株券等の発行会社）、提出期限（原則45日以内）、記載様式（第4号の3様式の新設）などの細目が定められている。

本稿は、2007年6月8日付レポート「四半期報告書の細目案」を、最終的な内閣府令に基づいて書き改めたものである。

はじめに（金融商品取引法の政省令）

2007年8月3日、金融庁は、新しい金融商品取引法の施行日を「2007年9月30日」と正式に定めた。その上で、同月15日まで、金融商品取引法の細目を定める政省令を順次、公布している¹。

本稿では、これらの政省令に基づき、金融商品取引法の下で法制化される「四半期報告書」の細目について説明する。

1. 金融商品取引法による四半期報告の法制化

これまで、わが国の流通市場における定期的な企業内容等の開示（いわゆる継続開示）で、法律（証券取引法）で義務付けられてきたのは、有価証券報告と半期報告書であった。つまり、原則として通年と半期の年2回（従って6ヶ月ごと）の開示によって構成されてきた。

しかし、こうした継続開示制度のあり方については、企業業績の速やかな公表の必要性、国際的な比較可能性などの観点から、長らく問題が指摘されてきた。

そうした指摘を受けて、わが国では、まずは証券取引所等の自主ルールという形で、四半期開示制度が導入され、定着してきた²。

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7.html>）に掲載されている。

² 当初は、「売上高又はこれに相当する事項」のみを開示すればよい、という簡素なものであった（マザーズ上場会

しかし、これはあくまでも証券取引所の自主ルールという位置づけによるものであった。言い換えれば、法律（証券取引法）によってオーソライズされたものとはなっていなかったのである。その結果、次のような問題点がこれまでも指摘されてきた³。

四半期開示の開示情報に虚偽記載があったとしても、（証券取引法に基づくものではないので）罰則、課徴金の対象とならない。

四半期開示の開示情報に虚偽記載があったとしても、それによって損害を被った投資者は、証券取引法に基づく民事責任（損害賠償）を求めすることはできない（ 1 ）

有価証券届出書、発行登録など証券取引法に基づく別の開示書類において、参照方式（ 2 ）で四半期開示の開示情報を活用することができない。

- （ 1 ）民法上の不法行為などとして損害賠償請求を行う余地は残るが、立証は困難であろう。
 （ 2 ）一定の要件の下で、直近の有価証券報告書などを参照すべき旨の記載を行うことで、開示事項の記載を行ったものとみなされる制度のこと。これによって開示書類の記載事項の簡素化を行うことができる。

こうした議論を踏まえ、金融商品取引法の下では、法律上の制度として、上場会社等を対象に「四半期報告書制度」が（金融商品取引法上の制度として）導入されることとなる。

2 . 金融商品取引法の下での四半期報告書の概要

(1) 四半期報告書の提出義務者

金融商品取引法の下で、四半期報告書の提出が義務付けられるのは、次の 〃 の条件のいずれも満たす者とされている（金融商品取引法 24 の 4 の 7 ）。以下、本稿においては、 〃 の条件をいずれも満たす会社のことを「上場会社等」と呼ぶこととする。

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの
 事業年度の期間が3ヵ月超である。

具体的には、 〃 の対象会社として、金融商品取引法施行令（以下、施行令）で次の者が指定されている（施行令 4 の 2 の 10 ）。

上場（ 〃 ）されている次の有価証券の発行会社

株券

優先出資証券

外国又は外国の者が発行する証券・証書で前記 〃 又は 〃 の性質を有するもの

有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前記 〃 ~ 〃 であるもの

いわゆる預託証券（DR）で前記 〃 ~ 〃 の権利を表示するもの

- （ 〃 ）「店頭売買有価証券」を含む。ただし、2004年12月にJASDAQが証券取引所化したことに伴い、現在、該当するものは存在しない。

社などを除く）。しかし、2004年の制度改正で開示内容が拡充された。その結果、2007年4月以降開始する事業年度からは、全ての上場企業に対して、貸借対照表や損益計算書を含む詳細な四半期開示が完全に義務化される。

³ 金融審議会ディスクロージャーWG（2005）pp.2-3。

(2) 四半期報告書の提出期限

上場会社等は、四半期ごと（第4四半期を除く）に「四半期報告書」を内閣総理大臣に提出することが義務付けられる（金融商品取引法24の4の7、施行令4の2の10）。施行令では、提出期日は45日以内とされている（施行令4の2の10）。

ただし、上場会社等のうち、次の事業を営む者の第2四半期報告書については、60日以内とされている（施行令4の2の10、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）17の6）。

銀行法上の銀行業（外国銀行が行う事業を除く）及び銀行持株会社が行う事業
 保険業法上の保険業（外国の保険業者が行う事業を除く）及び保険持株会社（ ）が行う事業
 信用金庫法に定める事業（全国を地区とする信用金庫連合会が行う事業に限る）

（ ）子会社である保険会社の株式の価額の合計額が保険持株会社の総資産の50%超となるものに限る。

提出方法は、原則として、電子開示システム EDINET により行うこととされている（金融商品取引法27の30の2）。

(3) 半期報告書の取扱い

四半期報告書の提出が義務付けられる上場会社等については、半期報告書の提出は不要とされる（金融商品取引法24の5）。つまり、金融商品取引法に基づく上場会社等の継続開示制度においては、半期報告書制度は廃止され、四半期報告制度に統一されることとなる。

従って、これまで「半期報告書」が提出されていた中間期（3月決算会社の場合、9月中間期）には、金融商品取引法の下では、第2四半期についての「四半期報告書」が提出されることとなる。

なお、上場会社等に該当しない会社であっても、有価証券報告書の提出義務が課される会社も存在する。具体的には、株主数が一定数⁴以上となる会社などである。

こうした会社に対しては、金融商品取引法上、四半期報告書の提出義務は基本的に課されていない（前記(1)参照）。そのため、従来通り、「半期報告書」を提出することとなる（金融商品取引法24の5）。

ただし、上場会社等に該当しない有価証券報告書提出会社であっても、一定の場合を除き、任意で四半期報告書を提出することは認められる（金融商品取引法24の4の7）。こうした会社が、任意で四半期報告書を提出する場合には、やはり半期報告書の提出義務は免除され、四半期報告書に統一されることとなる（金融商品取引法24条の5）。

(4) 四半期報告書の記載事項

四半期報告書の記載事項について、開示府令は、第4号の3様式（内国会社の場合）を新設し、これに基づいて作成することとしている（開示府令17条の6）。第4号の3様式で求められる主な記載事項は次の通りである。

⁴ 施行令では、直近5事業年度末のいずれかにおいて株主数500人以上とされている（施行令3の6）。

- 第一部 企業情報
- 第1 企業の概況
- 1 主要な経営指標等の推移
 - 2 事業の内容 (1)
 - 3 関係会社の状況 (1)
 - 4 従業員の状況
- 第2 事業の状況
- 1 生産、受注及び販売の状況
 - 2 経営上の重要な契約等 (1)
 - 3 財政状態及び経営成績の分析
- 第3 設備の状況 (1)
- 第4 提出会社の状況
- 1 株式等の状況 (2)
 - 2 株価の推移
 - 3 役員の状況 (3)
- 第5 経理の状況
- 1 四半期連結財務諸表 (4) (5)
 - (1) 四半期連結貸借対照表
 - (2) 四半期連結損益計算書 (6)
 - (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
 - 2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

- (1) 四半期において重要な変更等があった場合に開示。
- (2) 大株主の状況については第2 四半期のみ開示。
- (3) 前事業年度の有価証券報告書の提出後、四半期報告書提出日までに異動があった場合に開示。
- (4) 連結財務諸表を作成していない場合には、「四半期財務諸表」(記載上の注意 27)。
- (5) 銀行業、保険業などを営む者の第2 四半期については、「中間連結財務諸表」及び「中間財務諸表」を開示(記載上の注意 32)。
- (6) 四半期連結累計期間(期首からの累計期間)と四半期連結会計期間(3ヵ月)について開示(記載上の注意 22(b)など)。

四半期連結財務諸表、四半期財務諸表の作成方法などについては、新たに次の内閣府令が新設される。

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

これらは、企業会計基準委員会(ASBJ)の「四半期会計基準」⁵などを踏まえて整備されたものと説明されている。

(5) 四半期報告書の監査

上場会社などが、金融商品取引法に基づいて提出する貸借対照表、損益計算書などには、原則として、内閣府令で定める基準・手続に従って、公認会計士・監査法人の監査証明を受けな

⁵ 詳細は、吉井一洋「四半期会計基準・適用指針公表(概要編)」(2007年3月30日付DIR制度調査部情報)参照。

ればならない（金融商品取引法 193 の 2 ）。

「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下、監査証明府令）」では、監査証明はそれを実施した公認会計士・監査法人が作成する「四半期レビュー報告書」により行うこととされている（監査証明府令 3 ）。

つまり、四半期報告書の監査には、いわゆる「保証手続（レビュー）」を適用するという趣旨である。

3 . 施行日

四半期報告書の提出義務については、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される（証券取引法等の一部を改正する法律附則 15、16 条）。

つまり、3 月決算会社の場合、四半期報告書については 2008 年第 1 四半期（4～6 月）から適用されることとなる